

犯罪被害者等の支援を目的とした条例制定を求める決議について

犯罪被害者等の支援を目的とした条例制定を求めることについて、別紙のとおり決議を行うものとする。

令和 2 年 9 月 9 日提出

提出者	秦野市議会議員	山 下 博 己
賛成者	同	谷 和 雄
同	同	小 菅 基 司
同	同	大 野 祐 司
同	同	露 木 順 三

提案理由

犯罪被害に遭われた方々に、きめ細かく適切な支援を提供し、安心して暮らしていくことができるよう、本市に犯罪被害者等の支援を目的とした条例の制定を求めるため、決議するものであります。

犯罪被害者等の支援を目的とした条例制定を求める決議

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、すべての人々の願いであり、我が国においても犯罪を抑止するための弛まぬ努力が重ねられているが、令和元年5月には川崎市多摩区において、スクールバスを待っていた子どもたちや保護者等が突然襲われ、18人が負傷し2人が命を奪われるなど、重大な犯罪が後を絶たない。

神奈川県内における、令和元年の全刑法犯認知件数は41,780件、そのうち凶悪犯は252件で、平均すると二日に1件以上の凶悪犯罪が起きていることになり、誰もが犯罪被害者やその家族となる可能性を抱えている。

さらに、犯罪被害に遭われた方々は、犯罪等による直接的な被害だけではなく、周囲の対応によっては精神的被害を受けるなど、二次的な被害にも苦しんでいる状況もある。

犯罪被害に遭われた方々が抱える様々な問題に対応するためには、その方々の気持ちに寄り添った、きめ細かく適切な支援を提供することが不可欠である。

本市では、犯罪被害者への支援として見舞金を支給しているが、現在までの支給実績はわずか1件と非常に少なく、それが十分な支援であるとは言えないことから、今後、犯罪被害者等支援条例を制定している神奈川県や、関係機関と連携・協力し、市の責務を明確にすることが必要であると考えます。

よって、本市議会は、犯罪被害からの早期回復に向けて手を差し伸べ、安心して暮らしていくことができるまちづくりを促進するため、犯罪被害者等の支援を目的とした条例を制定するよう、本市に求めるものである。

以上、決議する。

令和2年9月9日

秦野市議会